

上市安第 161 号
令和 7 年 2 月 18 日

高田区地域協議会
会長 澁市 徹 様

上越市長 中川 幹太
(市民安全課)

LED防犯灯の設置・交換に係る費用の公費負担について (回答)

令和 7 年 1 月 20 日付で提出のありました意見書について、下記のとおり回答いたします。

記

市内における防犯灯の設置及び維持管理については、平成 17 年の市町村合併以降、「上越市道路照明灯・防犯灯設置要綱」に基づき、町内会の区域内の防犯灯は町内会が行い、町内会を結ぶ集落間（通学路等）の防犯灯は市が行っております。また、電気料については、町内会が設置した防犯灯を含め、市が全額負担しており、町内会と行政の双方で防犯対策に取り組んでいるところであります。

こうした中、市では、二酸化炭素排出量の削減による環境負荷の軽減や、長寿命化による維持管理費の負担軽減、電気料の削減を図るため、平成 27 年度から令和 4 年度までの間、「上越市防犯灯 LED 化補助制度」を設置し、町内会を対象に、蛍光灯の交換費用と LED 灯の交換費用の差額相当分を補助し、防犯灯の LED 化を促進してまいりました。

市といたしましては、引き続き、現行の要綱に基づき、防犯灯の電気料については、市が負担し、設置・維持管理は、それぞれの町内会において行っていただきたいと考えていることから、補助制度の実施は考えておりません。

今後も、市民の安全・安心な暮らしを守るため、地域の皆さんを始め、警察や防犯協会、学校等の関係機関・団体と連携を図り、お力添えをいただきながら防犯活動に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。